

島根県立大学浜田キャンパス学生通則

平成19年4月1日
島根県立大学規程第28号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 入学手続等（第2条～第5条）
- 第3章 学生証（第6条）
- 第4章 証明書等（第7条）
- 第5章 身分異動（第8条～第13条）
- 第6章 欠席（第14条）
- 第6章の2 出席停止（第14条の2）
- 第7章 健康診断（第15条）
- 第8章 学生団体（第16条～第21条）
- 第9章 集会、掲示、配布、募金活動等（第22条～第30条）
- 第10章 自動車等通学（第31条・第32条）
- 第11章 施設等の使用（第33条～第36条）
- 第12章 表彰（第37条）
- 第13章 雑則（第38条～第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、島根県立大学浜田キャンパス（以下「本学」という。）の他の諸規程に特段の定めがある場合を除くほか、本学における学生生活一般に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 入学手続等

（誓約書）

第2条 入学の許可を受けようとする者は、別に定める期日までに、誓約書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

（保証人）

第3条 入学の許可を受けようとする者は、保証人を定め、別に定める期日までに、本人及び保証人が連署した保証書（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

2 保証人は、保護者又は独立の生計を営む成年の者とする。

3 保証人は、入学の許可を受けた学生の在学中の行為及び授業料その他の費用の納入について連帯して責任を負うものとする。

（学生身上書）

第4条 入学の許可を受けようとする者は、入学手続き後速やかに学生身上書を提出しなければならない。

2 学生身上書は、情報システムからも提出ができるものとする。

（身上異動届）

第5条 学生は、氏名、住所、保証人、保証人の住所等を変更したときは、速やかに身上異動届（様式第4号）を学長に提出しなければならない。

2 身上異動届は、情報システムからも提出ができるものとする。

第3章 学生証

(学生証)

第6条 学生は、学長が交付する学生証を常に携帯し、本学の教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 学生は、学生証を紛失し、若しくは汚損したときは、速やかに学生証再交付願（様式第5号）を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 学生は、卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

第4章 証明書等

(証明書等)

第7条 学生は、学生旅客運賃割引証、在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、健康診断証明書、在籍証明書、単位修得(見込)証明書の交付を希望する場合は、証明書自動発行機等によりその交付を受けるものとする。

2 学生が第1項に掲げる証明書以外の証明書等の交付を希望する場合、又は第1項の規定による交付が困難な場合は、別表第1の右欄に掲げる申請書を学長に提出しなければならない。

第5章 身分異動

(退学)

第8条 学生は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第23条、または島根県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の準用規定により退学の許可を受けようとするときは、本人及び保証人が連署した退学願（様式第9号）を学長に提出しなければならない。

(転学)

第9条 学生は、学則第24条、または大学院学則第22条の準用規定により転学の許可を受けようとするときは、本人及び保証人が連署した転学願（様式第10号の1）を学長に提出しなければならない。

(転専攻)

第9条の2 学生は、大学院学則第10条の2により転専攻の許可を受けようとするときは、本人及び主研究指導教員が連署した転専攻願（様式第10号の2）を学長に提出しなければならない。

(転学部)

第9条の3 学生は、学則第24条の2により転学部の許可を受けようとするときは、本人及び保証人が連署した転学部願（様式第10号の2）を学長に提出しなければならない。

(転コース)

第9条の4 学生は、学則第24条の2により転コースの許可を受けようとするときは、本人及び保証人が連署した転コース願（様式第10号の4）を学長に提出しなければならない。

(留学)

第10条 学生は、学則第25条、または大学院学則第22条の準用規定により留学の許可を受けようとするときは、本人及び保証人が連署した留学願（様式第11号）を学長に提出しなければならない。

(休学)

第11条 学生は、学則第26条第1項、または大学院学則第22条の準用規定により休学の許可を受け、又は同上第2項ただし書の規定による休学期間延長の承認を受けようとするときは、本人及び保証人が連署した休学願（様式第12号）を学長に提出しなければならない。

(復学)

第12条 学生は、学則第27条、または大学院学則第22条の準用規定により復学の許可を受けようとするときは、本人及び保証人が連署した復学願（様式第13号）を学長に提出しなければならない。

(死亡又は行方不明)

第13条 保証人は、学生が死亡し、又は行方不明となったときは、死亡・行方不明届（様式第14号）を学長に提出しなければならない。

第6章 欠席

(欠席)

第14条 学生又は保証人は、学生が疾病その他の理由により引き続き1週間以上欠席しようとするときは、あらかじめ欠席届（様式第15号）を学長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ提出できなかったときは、当該理由が消失した後速やかに提出するものとする。

2 学長は、前項の規定による届出があった欠席のうち、次の各号のいずれかに該当するものを公欠として扱うことができる。

- (1) 別表第2に規定する限度日数の範囲内の忌引
- (2) 風水震災その他の非常災害及び交通機関の事故等不可抗力による欠席
- (3) その他学長が特に認める欠席

第6章の2 出席停止

(出席停止)

第14条の2 学長は、別に定める伝染病に罹患した学生について、出席停止とすることができる。なお、出席停止の期間は、公欠として取り扱うものとする。

第7章 健康診断

第15条 学生は、本学が定期又は臨時に実施する健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の健康診断の結果に基づく保健指導に従わなければならない。

第8章 学生団体

(団体の設立)

第16条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、団体設立許可願（様式第16号の1）に当該団体の規約及び構成員名簿を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定に基づく団体の設立に当たっては、本学の専任の教授、助教授又は講師を顧問として置かなければならない。

3 学長は、提出された団体設立許可願に虚偽の記載があったときは、第1項の規定に基づいて行った許可を取り消すことができる。

(団体設立事項の変更)

第17条 前条の規定に基づく許可を受けて設立した団体（以下「学生団体」という。）が規約又は前条第1項の団体設立許可願に記載した事項を変更しようとするときは、団体設立事項変更承認願（様式第17号）を学長に提出し、承認を受けなければならない。

(団体の継続)

第18条 学生団体は、毎年4月末日までに、団体継続許可願（様式第16号の2）に構成員名簿を添えて学長に提出しなければならない。

2 前項の規定による願の提出がない学生団体は、解散したものとみなす。

(学外団体への加入)

第19条 学生団体が学外の団体に加入しようとするときは、学外団体加入許可願（様式第18号）を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学外の団体に加入している学生団体は、毎年4月末日までに、学外団体継続加入許可願（様式第18号）を学長に提出しなければならない。

3 学生団体が学外の団体から脱退したときは、学外団体脱退届（様式第19号）を学長に提出しなければならない。

(団体の解放)

第20条 学生団体が解散したときは、団体解散届(様式第20号)を学長に提出しなければならない。

(活動停止)

第21条 学長は、学生団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生団体に対し、第16条第1項の規定に基づいて行った許可を取り消し、又は活動の停止を命ずることができる。

- (1) 学則、大学院学則その他本学の諸規程に違反したとき
- (2) 本学の教育研究活動及び施設、設備等の維持管理活動を妨げたとき
- (3) 団体の設立目的を逸脱した活動を行ったとき
- (4) 本学に対する信用を著しく傷つけたとき
- (5) 構成員が学長が別に定める学校伝染病に罹患したとき

第9章 集会、掲示、配布、募金活動等

(集会等)

第22条 学生又は学生団体が学内において集会又は行事(以下「集会等」という。)を開催しようとするときは、責任者を定め、開催の7日前までに集会等開催許可願(様式第21号)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(集会等許可の取消等)

第23条 学長は、提出された集会等開催許可願に虚偽の記載があったとき又は集会等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に基づいて行った許可を取り消し、又は集会等の中止を命ずることができる。

- (1) 学則、大学院学則その他本学の諸規程に違反したとき
- (2) 本学の教育研究活動及び施設、設備等の維持管理活動を妨げたとき

(集会等の状況報告)

第24条 集会等の責任者は、本学の教職員の請求があったときは、直ちに集会等の状況について報告しなければならない。

(掲示)

第25条 学生又は学生団体は、学長から自由な使用を認められた掲示板等以外の学内の施設に文書、ポスターその他これに類するもの(以下「文書等」という。)を掲示しようとするときは、あらかじめ文書等掲示許可願(様式第22号)に当該文書等を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定に基づいて許可を与えた文書等に、掲示許可期間を明示した検印を押印するものとする。

3 学生又は学生団体は、第1項の規定に基づいて許可を受けた文書等について、学長が指定した場所に掲示するものとし、掲示許可期間経過後は直ちに撤去しなければならない。

(掲示許可の取消等)

第26条 学長は、提出された文書等掲示許可願に虚偽の記載があったとき又は文書等の掲示が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定に基づいて行った許可を取り消し、又は学生又は学生団体に対し文書等の撤去を命じ、若しくは自ら撤去することができる。

- (1) 掲示された文書等に、前条第2項に規定する検印の押印がないとき
- (2) 文書等が掲示許可期間を経過して掲示されているとき
- (3) 文書等が、指定された場所以外の場所に掲示されているとき

(配布)

第27条 学生又は学生団体が学内において印刷物その他の物品(以下「印刷物等」という。)の配布を行おうとするときは、あらかじめ印刷物等配布許可願(様式第23号)に当該印刷物等を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(配布許可の取消等)

第28条 学長は、提出された印刷物等配布許可願に虚偽の記載があったとき又は印刷物等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に基づいて行った許可を取り消し、又は印刷物等の配布の中止を命ずることができる。

- (1) 学則、大学院学則その他本学の諸規程に違反したとき
- (2) 本学の教育研究活動及び施設、設備等の維持管理活動を妨げたとき

(募金活動等)

第29条 学生又は学生団体が学内において募金、物品販売、署名、世論調査その他これに類する活動(以下「募金活動等」という。)をしようとするときは、あらかじめ募金活動等許可願(様式第24号)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(募金活動等許可の取消等)

第30条 学長は、提出された募金活動等許可願に虚偽の記載があったとき又は募金活動等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に基づいて行った許可を取り消し、又は募金活動等の中止を命ずることができる。

- (1) 学則、大学院学則その他本学の諸規程に違反したとき
- (2) 本学の教育研究活動及び施設、設備等の維持管理活動を妨げたとき
- (3) 人を欺き、騙し、又は自由な意思決定を妨げる行為があったとき

第10章 自動車等通学

(自動車等通学)

第31条 学生は、自動四輪車又は自動二輪車(以下「自動車等」という。)による通学をしようとするときは、毎年別に定める期日までに自動車等通学許可願(様式第25号)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可の期間は1年以内とする。

3 自動車等通学許可を受けて自動車等により通学する学生は、学内に駐車(駐輪)する場合は、学長が指定した学生用駐車(駐輪)場に駐車(駐輪)しなければならない。この場合において、学長が交付した自動車等通学許可証を、自動四輪車にあつては車両前面運転席側の外部から確認できるところに掲示し、自動二輪車にあつては確認しやすいところに貼付するものとする。

(自動車等通学許可の取消等)

第32条 学長は、提出された自動車等通学許可願に虚偽の記載があったとき又は自動車等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、警告処置をとり、前条第1項の規定に基づいて行った許可を取り消し、又は学生に対し自動車等の撤去を命ずることができる。

- (1) 学生用駐車(駐輪)場に、許可証のない自動車等が駐車(駐輪)されているとき
- (2) 学生用駐車(駐輪)場に、許可期間を経過した自動車等が駐車(駐輪)されているとき
- (3) 学生用駐車(駐輪)場以外の場所に、学生が通学に用いる自動車等が駐車(駐輪)

されているとき

- (4) 本学の教職員及び他の学生に対し迷惑となる行為のあったとき

第11章 施設等の使用

(施設等の使用)

第33条 学生又は学生団体が本学の施設、設備及びこれに備え付けた物品(以下「施設等」という。)を授業以外の目的で使用しようとするときは、あらかじめ施設等使用許可願(様式第26号)を学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、この規程及び本学の他の諸規程その他に特段の定めがある場合は、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第34条 学長は、提出された施設等使用許可願に虚偽の記載があったとき又は施設等の使用が次の

各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に基づいて行った許可を取り消し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

- (1) 学則、大学院学則その他本学の諸規程に違反したとき
- (2) 本学の教育研究活動及び施設、設備等の維持管理活動を妨げたとき
- (3) 許可に付された条件、指示等に反したとき
(施設等の使用の終了)

第35条 学生又は学生団体は、施設等の使用を終了したとき又は前条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復したうえで本学職員による点検を受けなければならない。

(き損、滅失)

第36条 学生又は学生団体は、施設等をき損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 2 学長は、施設等のき損又は滅失が学生又は学生団体の故意又は過失によるものであるときは、当該学生又は学生団体に対し原状回復を命じ、又は修理若しくは補充に要する経費を負担させることができる。

第12章 表彰

(表彰)

第37条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生又は学生団体を、学則第48条、または大学院学則第22条の準用規定に基づき表彰することができる。

- (1) 研究等の成果が特に優れていると認められるもの
- (2) 課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、その振興に功績があると認められるもの
- (3) 社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (4) その他特に表彰に価する善行又は功績があると認められるもの

第13章 雑則

(喫煙)

第38条 学生は、学内においては学長が指定した喫煙場所以外で喫煙してはならない。

(遺失物)

第39条 学生は、学内において所持品を紛失したときは、所持品紛失届(様式第27号)を学長に提出しなければならない。

- 2 学生は、学内において遺失物を拾得したときは、速やかに当該遺失物を持参のうえ学長に届け出なければならない。

(事故等の報告)

第40条 学生又は保証人は、次の各号に該当するときは、事故等報告書(様式第28号)を学長に提出しなければならない。

- (1) 学生が交通事故その他の事故又は事件等の当事者となったとき
- (2) 学生又は保証人等が、火災、風水害等により被災したとき

(委任)

第41条 この規程の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年6月25日から施行し、改正後の第14条の2の規定は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年3月5日から施行し、改正後の様式第3号学生身上書は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年11月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成23年9月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行し、改正後の様式第3号学生身上書は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年10月28日から施行する。ただし、令和2年4月3日以前に入学した者に係る学生身上書については、様式第3号学生身上書を適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

証明書等の種類	申請書の種類
通学証明書	通学証明書交付願 (様式第 6 号)
学生旅客運賃割引証(学割証)	学生旅客運賃割引証交付願 (様式第 7 号)
在学証明書	在学証明書等交付願 (様式第 8 号)
成績証明書	
卒業見込証明書	
健康診断証明書	
在籍証明書	
単位修得(見込)証明書	
上記以外の証明書	

別表第 2 (第 1 4 条関係)

死亡した者	限度日数	備 考
父母	7 日	遠隔地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復の日数を限度日数に加算することができる。
祖父母、兄弟姉妹	3 日	
曾祖父母、伯叔父母、甥姪	1 日	
配偶者	10 日	
子	5 日	

誓 約 書

私は、貴学に入学の上は、学則(大学院学則)及び諸規程を遵守して学業に精励し、
貴学学生としての名誉を保持することを誓います。

年 月 日

本 人
受験番号

現 住 所

氏 名

印

島 根 県 立 大 学 長 様

保証書

受験番号

現住所

氏名

年 月 日生

携帯電話番号

上記の者の貴学在学中のことについては、私が一切その責任を負います。
授業料その他学生が貴学に対して負う一切の債務（ただし、学生寮使用料は除く）に
ついては、私が連帯して保証します。ただし、極度額は 円とします。

年 月 日

連帯保証人

現住所

〒

本人との関係

ふりがな

氏名

印

年 月 日生

固定電話番号

携帯電話番号

メールアドレス

島根県立大学長様

注 連帯保証人は保護者又は独立の生計を営む成年の者とする。

身 上 異 動 届

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号
氏 名

下記のとおり身上（氏名・住所・携帯電話番号・保証人・保証人の住所・その他）に変更が生じましたので届け出ます。

記

変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
変更理由		

学 生 証 再 交 付 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の理由により、学生証の再交付をお願いします。

記

理 由	
発生年月日	

注1 汚損によって使用不能となったため再交付を願い出る場合は、その使用不能となった学生証を添付すること。

注2 再交付を受けたのち、学生証が見つかったときは、直ちに返納すること。

通学証明書交付願

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号
氏 名

下記のとおり通学定期乗車券を購入したいので、証明をお願いします。

記

交通機関名	
通学区間	駅 バス停 駅間 バス停 經由
通学定期乗車券 の通用期間	箇月
通学定期乗車券 の使用開始日	年 月 日 から
証明書交付 希望年月日	年 月 日 までに
備 考 〔発行番号〕	 〔 〕

学生旅客運賃割引証(学割証)交付願

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号
ふりがな
氏 名

下記のとおり旅行したいので、学生旅客運賃割引証の交付をお願いします。

記

交付枚数 枚

使用内容	使用年月日	旅行目的※	行き先	備考〔発行番号〕
				～
				～
				～
				～
				～

■※「旅行目的」欄には、次に掲げる目的のうちから該当する番号を記入すること。

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上の支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

■使用しなかった学割証は、事務局に返納してください。

在学証明書等交付願

年 月 日

島根県立大学長 様

学籍番号
ふりがな
氏 名

下記のとおり証明書の交付をお願いします。

記

<p>証明書の種類</p> <p>※必要なものに○印及び数を記入する。</p>	<table border="1"><tr><td>① 在学証明書</td><td>() 通</td></tr><tr><td>② 成績証明書</td><td>() 通</td></tr><tr><td>③ 卒業、修了見込証明書</td><td>() 通</td></tr><tr><td>④ 健康診断票</td><td>() 通</td></tr><tr><td>⑤ 卒業、修了証明書</td><td>() 通</td></tr><tr><td>⑥ 在籍証明書</td><td>.....通</td></tr><tr><td>⑦ (※.....)</td><td>.....通</td></tr></table> <p>希望する封入方法（裏面参照）</p> <p>[]</p>	① 在学証明書	() 通	② 成績証明書	() 通	③ 卒業、修了見込証明書	() 通	④ 健康診断票	() 通	⑤ 卒業、修了証明書	() 通	⑥ 在籍証明書通	⑦ (※.....)通
① 在学証明書	() 通														
② 成績証明書	() 通														
③ 卒業、修了見込証明書	() 通														
④ 健康診断票	() 通														
⑤ 卒業、修了証明書	() 通														
⑥ 在籍証明書通														
⑦ (※.....)通														
<p>使用目的</p>															
<p>提出先</p>															

※「申請書の種類」欄に無い書類の証明を希望するときは⑦に証明書の種類を記載してください。
「教職免許取得見込証明」、「単位取得見込証明」など。

退 学 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名 印

保 証 人
氏 名 印

私は、下記のとおり退学したいので、許可くださるようお願いします。

記

退学期日	
退学理由	

転学願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏名 印

保証人
氏名 印

私は、下記のとおり転学したいので、許可くださるようお願いします。

記

転学先	
転学期日	
転学理由	

転 専 攻 願

年 月 日

島根県立大学長様

北東アジア開発研究科 専攻
学籍番号 (年度 学期入学)

氏 名 印

主研究指導教員
職 名
氏 名 印

私は、下記のとおり転専攻したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

転専攻を希望する専攻	
転専攻期日	
転専攻理由	
転専攻の後希望する研究指導教員	主研究指導教員 () 副研究指導教員 () 副研究指導教員 ()
転専攻の後指導を受けたい研究内容	(テーマ) (内 容)

様式第11号（第10条関係）

留 学 願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏 名 印

保証人
氏 名 印

私は、下記のとおり留学したいので、許可くださるようお願いします。

記

留学先	
留学期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
留学目的	
留学中の 連絡先	

休学願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏名 印

保証人
氏名 印

私は、下記のとおり休学（期間を延長）したいので、許可くださるようお願いします。

記

休学（延長）期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
休学（延長）理由	
休学中の連絡先	

注 疾病又は負傷による場合は、医師の診断書を添付すること。

復学願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏名 印

保証人
氏名 印

私は、 年 月 日から休学中ですが、下記のとおり復学したいので、許可くださ
るようお願いします。

記

復学期日	年 月 日
------	-------

注 疾病又は負傷による場合は、医師の診断書を添付すること。

死亡・行方不明届

年 月 日

島根県立大学長様

保証人
氏名 印

下記のとおり届け出ます。

記

該当学生	学籍番号 氏名
該当事項	死亡 行方不明
発生年月日	年 月 日

注 死亡の場合は死亡診断書、行方不明の場合はこれを証明できる書類を添付すること。

欠 席 届

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号
氏 名

下記のとおり欠席 $\left(\begin{array}{c} \text{します} \\ \text{しました} \end{array} \right)$ ので、届け出ます。

記

欠 席 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (欠席日数 日)
欠 席 理 由	
欠 席 授 業 科 目 (全 て 記 入)	
公 欠 の 取 扱 い (○印を付けること) (裏面参照のこと)	・忌引き ・風水震火災その他の非常災害及び交通機関の事故等 ・その他 ()

団体設立許可願

年 月 日

島根県立大学長 様

代表責任者
学籍番号
氏 名

下記のとおり団体を設立したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

団 体 名	
目 的	
設立年月日	年 月 日
連 絡 先	
会費徴収※	有 (年額 円) / 無
顧 問	印

※該当する箇所に○印を付け、「有」の場合は年額を記入してください。

団 体 継 続 許 可 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

代表責任者
学籍番号
氏 名

下記のとおり団体を継続したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

団 体 名	
目 的	
設立年月日	年 月 日
連 絡 先	
会費徴収※	有 (年額 円) / 無
顧 問	印

※該当する箇所に○印を付け、「有」の場合は年額を記入してください。

団体設立事項変更承認願

年 月 日

島根県立大学長 様

代表責任者
学籍番号
氏 名

下記のとおり団体設立許可願に記載した事項（団体名、目的、規約、代表者、顧問、その他）を変更したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

団 体 名		
変 更 事 項	新	
	旧	
変更年月日		年 月 日
変 更 理 由		
顧 問		印

学外団体(継続)加入許可願

年 月 日

島根県立大学長様

学生団体名

代表責任者

学籍番号

氏名

下記のとおり学外団体に（継続）加入したいので、許可くださるようお願いします。

記

学 外 団 体	名 称	
	所 在 地	
	活動目的	
加入の目的		
加入年月日		年 月 日
他の加入団体		
顧 問		印

注1 新規の場合は、加入しようとする団体の規約、役員名簿及び活動状況を記載した書類を添付すること。

注2 継続の場合は、活動状況を記載した書類を添付すること

学 外 団 体 脱 退 届

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学生団体名

代表責任者

学籍番号

氏 名

下記のとおり学外団体から脱退したので、届け出ます。

記

学外団体名	
脱退年月日	年 月 日
脱退理由	
顧 問	印

団 体 解 散 届

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

代表責任者
学籍番号
氏 名

下記のとおり団体を解散したので、届け出ます。

記

団 体 名	
解散年月日	年 月 日
解 散 理 由	
顧 問	印

集会等開催許可願

年 月 日

島根県立大学長 様

代表責任者
学籍番号
氏 名

下記のとおり集会等を開催したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

集会等の名称	
主催者（又は団体）	
目 的	
開 催 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
開 催 場 所	
参加者・参加団体	人（学内者 人 / 学外者 人）
使用設備備品	
顧 問	印

※学生団体以外の場合は必要なし

文書等掲示許可願

年 月 日

島根県立大学長様

代表責任者
学籍番号
氏名

下記のとおり文書等を掲示したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

掲示学生氏名 又は学生団体名	
掲示期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
内 容	
枚 数	
掲示物の大きさ	
掲示場所	

印刷物等配布許可願

年 月 日

島根県立大学長様

代表責任者

学籍番号

氏名

下記のとおり印刷物等を配布したいので、許可くださるようお願いします。

記

配布学生氏名 又は学生団体名	
配布期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
印刷物等の名称	
発行者（団体）	
部 数	
配布先又は 配布場所	

募 金 活 動 等 許 可 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

代表責任者

学籍番号

氏 名

下記のとおり募金活動等（寄附募集・物品販売・署名運動・世論調査・その他_____）を
したいので、許可くださるようお願いします。

記

活 動 の 概 要	
活 動 学 生 氏 名 又 は 学 生 団 体 名	
目 的	
対 象	
活 動 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
活 動 場 所	

自動車等通学許可願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏名

下記のとおり自動車等（自動四輪車・自動二輪車）による通学をしたいので、許可くださるようお願いいたします。

記

現住所 (アパート名も記載)	
現住所からの通学に要する時間	
自動車等による通学を必要とする理由	
自動車等の車種 (○印を付けて下さい)	・自動四輪車 (・軽自動車 ・普通自動車 ・その他 []) ・自動二輪車 (排気量 [])
自動車の車両番号	※車体番号ではありません。
備考 [発行番号]	

施設等使用許可願

年 月 日

島根県立大学長様

学生団体名

代表責任者

学籍番号

氏名

下記のとおり施設等を使用したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

使用施設名	
使用目的	
使用予定人員	人（学内者 人 / 学外者 人）
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使用設備備品	
顧問	印

所持品紛失届

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏名

下記のとおり所持品を紛失しましたので、届け出ます。

記

紛失物品名	
紛失場所	
紛失日時	年 月 日 時頃
備考	<連絡先> <特徴>

事故等報告書

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号
学生氏名
又は
保証人氏名

下記のとおり報告します。

記

事故・災害等の種類		
発 生 日 時		年 月 日 時頃
発 生 場 所		
相 手 方	住 所	
	氏 名	
事故・災害等の概要		
事故・災害等の程度		
処 理 経 過		